

競争的資金等の不正防止方針・計画

この方針・計画は、公益財団法人 流通経済研究所(以下「この法人」という。)における競争的資金等の不正防止に関して、官公庁が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下「ガイドライン」という。)を踏まえて、次の通り定める。

1. 定義

この方針・計画において、「競争的資金等」とは、国または独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2. 法令遵守

この法人が競争的資金等を利用するにあたり、国や地方公共団体の定める法律その他関係法令を遵守し、それに加えて本計画において必要な事項を定める。

3. 責任体制の明確化

この法人の競争的資金等の不正防止管理責任体制を「競争的資金等の適正管理の規程」「責任体系図」で定めるとともに、この法人のホームページにて公表する。

4. 不正防止計画の取り組み

(1) 物品の発注・納品・検収・支払の明確化

事業・研究部門の各研究者と取引先の不正を防止するため、人事・経理・IT 部門を統括する経営・事業推進室より各事業・研究部門へスタッフを常駐させる。発注者と検収者を分離するとともに、経営・事業推進室長が納品・検収・支払を監視できる体制を構築する。

(2) 新・IT システムの整備

新しい「経費精算」「支払」等のIT システムに投資を行い早急に稼働させて、官公庁の受託業務を実施・報告するのに相応しい統制の効いた「精算」「支払」等の業務遂行がテレワーク環境でも遂行可能なデジタル・トランスフォーメーションを、この法人の顧問会計士も整備チームに参画して整備する。

また、新・IT システムの下で、経営・事業推進室長およびそのスタッフが研究員の提出書類のチェック・確認を行う。

(3) 関係者の意識向上

経営・事業推進室は、ガイドラインの周知徹底を図るため、必要と判断した場合、全体会議や各部門のミーティングを通じて、説明会や研修会を開催する。また、相談・通報窓口の設置、誓約書の提出、内部監査等を徹底・強化する。

5. 計画の見直し、解釈・運用

この計画の見直しは、ガイドラインの動向や、不正を発生させる要因の把握・検証、会計士・弁護士等のアドバイス等を踏まえて、理事長の決定により行う。また、解釈・運用に疑義のあるときは、経営・事業推進部長の判断に従う。

附 則

1. この計画は、令和3年(2021年)3月1日より実施する。
2. この計画に定める「経営・事業推進室長」は、令和3年(2021年)3月31日以降の職位名であるため、3月1日から3月30日までは「事務局長」と読み替える。また、同様に「部門長」は、同じ期間、「研究開発室長」と読み替える。